

兵庫県公報

平成19年10月2日 火曜日 第1915号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示	ページ
○救急病院の認定（医務課）	1
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○土地改良区清算人の退任の届出（同）	2
○家畜伝染病の発生（畜産課）	3
○保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	3
○同 上（同）	3
○同 上（同）	4
○漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	4
○建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	5
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	5
○建築協定の認可（建築指導課）	16
○道路の位置指定の取消し（同）	16
公 告	
○企画提案コンペ当選者の公示（自治情報課）	17
○兵庫県高齢者特別賞表彰（高齢社会課）	17
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	19
○大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	20
公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	21
市町村職員退職手当組合規則	
○早期希望勧奨退職者に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則	22
○兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則の一部を改正する規則	23

告 示

兵庫県告示第989号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 ときわ病院
 所 在 地 三木市志染町広野5丁目271番地
 認 定 年 月 日 平成19年9月1日
 認定の有効期限 平成22年8月31日

兵庫県告示第990号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出が

あった。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 加古川市北部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	栗 林 忠 義	加古川市上荘町井ノ口478番地

2 中筋土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 岡 勲 夫	南あわじ市中条中筋540番地

3 印南土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	丸 尾 文 雄	加古郡稲美町印南559番地
同	植 田 眞 一 郎	同 郡同 町印南163番地の6

兵庫県告示第 991 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
高柳土地改良区	平成19年9月12日

兵庫県告示第 992 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

きすみの土地改良区

氏 名	住 所
前 田 彰	小野市下来住町1442番地の2
樫 木 稔	同 市下来住町583番地
中 村 正 則	同 市下来住町960番地
山 本 勝 也	同 市下来住町961番地の1
住 本 勲	同 市下来住町1216番地
住 本 衛	同 市下来住町1195番地
浅 田 光 好	同 市下来住町1390番地の3
藤 井 時 雄	同 市下来住町1587番地
前 田 義 春	同 市下来住町1395番地の1
藤 野 政 雄	同 市来住町63番地の4
吉 田 清 一	同 市来住町414番地
吉 田 雄 亮	同 市来住町445番地
住 元 昭 和	同 市来住町1073番地の1
住 元 弘 美	同 市来住町681番地

藤 尾 義 廣 同 市来住町1440番地の4
 蓬 菜 正 實 同 市来住町1762番地の2
 吉 田 眞 輝 同 市来住町951番地
 吉 本 三 郎 同 市来住町878番地

兵庫県告示第993号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 2頭
4 発生場所	三田市
5 発生年月日	平成19年9月12日
6 その他参考となるべき事項	なし

兵庫県告示第994号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
豊岡市竹野町田久日字大ガリウ397の86、397の88
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

兵庫県告示第995号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
豊岡市竹野町田久日字大ガリウ397の89、397の91
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

兵庫県告示第 996 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
美方郡新温泉町竹田字奥カンバセ928の11
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

兵庫県告示第 997 号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
育波第1区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	平成19年9月7日
育波第2区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同 上
育波第3区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同 上
育波第4区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同 上
育波第5区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同 上
育波第6区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同 上
育波第7区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同 上

兵庫県告示第998号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日
平成19年9月14日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商号 大洋金属株式会社
主たる営業所の所在地 加西市山田町302番地
代表者の氏名 清水義朝
許可番号 無許可
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
 - (2) 期間
平成19年9月25日から同月27日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実
大洋金属株式会社は、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同項の規定に違反して建設工事を請け負った。
このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

兵庫県告示第999号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥矢根(1) I (110060065)	豊岡市但東町奥矢根(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥矢根(2) I (110060066)	豊岡市但東町奥矢根(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
矢根 I (110060067)	豊岡市但東町矢根(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
水石 I (110060068)	豊岡市但東町水石(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑(1) I (110060069)	豊岡市但東町畑(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑(2) I (110060070)	豊岡市但東町畑(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑(3) I (110060071)	豊岡市但東町畑(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
出合(1) I (110060072)	豊岡市但東町出合(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
出合(2) I (110060073)	豊岡市但東町出合(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
南尾 I (110060074)	豊岡市但東町南尾(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊

小谷 I (110060075)	豊岡市但東町小谷 (別図 11 のとおり)	急傾斜地の崩壊
相田 (1) I (110060076)	豊岡市但東町相田 (別図 12 のとおり)	急傾斜地の崩壊
河本 I (110060077)	豊岡市但東町河本 (別図 13 のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷 I (110060078)	豊岡市但東町西谷 (別図 14 のとおり)	急傾斜地の崩壊
相田 (2) I (110060079)	豊岡市但東町相田 (別図 15 のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐々木 I (110060080)	豊岡市但東町佐々木 (別図 16 のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥矢根 (1) II (110060081)	豊岡市但東町奥矢根 (別図 17 のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥矢根 (2) II (110060082)	豊岡市但東町奥矢根 (別図 18 のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥矢根 (3) II (110060083)	豊岡市但東町奥矢根 (別図 19 のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥矢根 (4) II (110060084)	豊岡市但東町奥矢根 (別図 20 のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥矢根 (5) II (110060085)	豊岡市但東町奥矢根 (別図 21 のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥矢根 (6) II (110060086)	豊岡市但東町奥矢根 (別図 22 のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥矢根 (7) II (110060087)	豊岡市但東町奥矢根 (別図 23 のとおり)	急傾斜地の崩壊
矢根 (1) II (110060088)	豊岡市但東町矢根 (別図 24 のとおり)	急傾斜地の崩壊
矢根 (2) II (110060089)	豊岡市但東町矢根 (別図 25 のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑 (3) II (110060090)	豊岡市但東町畑 (別図 26 のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑 (4) II (110060091)	豊岡市但東町畑 (別図 27 のとおり)	急傾斜地の崩壊

矢根(5)Ⅱ (110060092)	豊岡市但東町矢根(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
矢根(6)Ⅱ (110060093)	豊岡市但東町矢根(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
矢根(7)Ⅱ (110060094)	豊岡市但東町矢根(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
矢根(8)Ⅱ (110060095)	豊岡市但東町矢根(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
水石Ⅱ (110060096)	豊岡市但東町水石(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑(1)Ⅱ (110060097)	豊岡市但東町畑(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
畑(2)Ⅱ (110060098)	豊岡市但東町畑(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
野尻Ⅱ (110060099)	豊岡市但東町矢根(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
出合市場(1)Ⅱ (110060100)	豊岡市但東町出合市場(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
出合市場(2)Ⅱ (110060101)	豊岡市但東町出合市場(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
日殿(1)Ⅱ (110060102)	豊岡市但東町日殿(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
日殿(2)Ⅱ (110060103)	豊岡市但東町日殿(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
河本(1)Ⅱ (110060104)	豊岡市但東町河本(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
河本(2)Ⅱ (110060105)	豊岡市但東町河本(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
河本(3)Ⅱ (110060106)	豊岡市但東町河本(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
河本(4)Ⅱ (110060107)	豊岡市但東町河本(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
河本(5)Ⅱ (110060108)	豊岡市但東町河本(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊

河本(6)Ⅱ (110060109)	豊岡市但東町河本(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
河本(7)Ⅱ (110060110)	豊岡市但東町河本(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(1)Ⅱ (110060111)	豊岡市但東町西谷(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(2)Ⅱ (110060112)	豊岡市但東町西谷(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(3)Ⅱ (110060113)	豊岡市但東町西谷(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(4)Ⅱ (110060114)	豊岡市但東町西谷(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(5)Ⅱ (110060115)	豊岡市但東町西谷(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(6)Ⅱ (110060116)	豊岡市但東町西谷(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(7)Ⅱ (110060117)	豊岡市但東町西谷(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(8)Ⅱ (110060118)	豊岡市但東町西谷(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(9)Ⅱ (110060119)	豊岡市但東町西谷(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(10)Ⅱ (110060120)	豊岡市但東町西谷(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷(11)Ⅱ (110060121)	豊岡市但東町西谷(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
天谷(1)Ⅱ (110060122)	豊岡市但東町天谷(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
天谷(2)Ⅱ (110060123)	豊岡市但東町天谷(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
天谷(3)Ⅱ (110060124)	豊岡市但東町天谷(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
天谷(4)Ⅱ (110060125)	豊岡市但東町天谷(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊

天谷 (5) II (110060126)	豊岡市但東町天谷 (別図 62 のとおり)	急傾斜地の崩壊
天谷 (6) II (110060127)	豊岡市但東町天谷 (別図 63 のとおり)	急傾斜地の崩壊
天谷 (7) II (110060128)	豊岡市但東町天谷 (別図 64 のとおり)	急傾斜地の崩壊
天谷 (8) II (110060129)	豊岡市但東町天谷 (別図 65 のとおり)	急傾斜地の崩壊
相田 (1) II (110060130)	豊岡市但東町相田 (別図 66 のとおり)	急傾斜地の崩壊
相田 (2) II (110060131)	豊岡市但東町相田 (別図 67 のとおり)	急傾斜地の崩壊
相田 (3) II (110060132)	豊岡市但東町相田 (別図 68 のとおり)	急傾斜地の崩壊
相田 (4) II (110060133)	豊岡市但東町相田 (別図 69 のとおり)	急傾斜地の崩壊
相田 (5) II (110060134)	豊岡市但東町相田 (別図 70 のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐々木 (1) II (110060135)	豊岡市但東町佐々木 (別図 71 のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐々木 (2) II (110060136)	豊岡市但東町佐々木 (別図 72 のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐々木 (3) II (110060137)	豊岡市但東町佐々木 (別図 73 のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐々木 (4) II (110060138)	豊岡市但東町佐々木 (別図 74 のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐々木 (5) II (110060139)	豊岡市但東町佐々木 (別図 75 のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐々木 (6) II (110060140)	豊岡市但東町佐々木 (別図 76 のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐々木 (7) II (110060141)	豊岡市但東町佐々木 (別図 77 のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐々木 (8) II (110060142)	豊岡市但東町佐々木 (別図 78 のとおり)	急傾斜地の崩壊

佐々木(9)Ⅱ (110060143)	豊岡市但東町佐々木(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥山(1)Ⅱ (110060144)	豊岡市但東町唐川(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥山(2)Ⅱ (110060145)	豊岡市但東町唐川(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐川(1)Ⅱ (110060146)	豊岡市但東町唐川(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐川(2)Ⅱ (110060147)	豊岡市但東町唐川(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
唐川(3)Ⅱ (110060148)	豊岡市但東町唐川(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
出合Ⅱ (110060149)	豊岡市但東町出合(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
三原(1)Ⅱ (110060150)	豊岡市但東町三原(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
三原(2)Ⅱ (110060151)	豊岡市但東町三原(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
正法寺(1)Ⅱ (110060152)	豊岡市但東町正法寺(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
正法寺(2)Ⅱ (110060153)	豊岡市但東町正法寺(別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
正法寺(3)Ⅱ (110060154)	豊岡市但東町正法寺(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
淵ヶ谷川右支溪 第4Ⅰ (210060052)	豊岡市但東町矢根(別図91のとおり)	土石流
淵ヶ谷川Ⅰ (210060053)	豊岡市但東町矢根(別図92のとおり)	土石流
淵ヶ谷川左支溪 第2Ⅰ (210060054)	豊岡市但東町矢根(別図93のとおり)	土石流
淵ヶ谷川左支溪 第1Ⅰ (210060055)	豊岡市但東町矢根(別図94のとおり)	土石流
矢根北谷川Ⅰ (210060056)	豊岡市但東町矢根(別図95のとおり)	土石流

森谷 I (210060057)	豊岡市但東町奥矢根(別図 96 のとおり)	土石流
奥矢根東上谷川 I (210060058)	豊岡市但東町奥矢根(別図 97 のとおり)	土石流
奥矢根東谷川 I (210060059)	豊岡市但東町奥矢根(別図 98 のとおり)	土石流
出合市場谷 I (210060060)	豊岡市但東町出合市場(別図 99 のと おり)	土石流
出合川 I (210060061)	豊岡市但東町出合(別図 100 のと おり)	土石流
唐川川右支溪第 3 I (210060062)	豊岡市但東町唐川(別図 101 のと おり)	土石流
大谷川(1) I (210060063)	豊岡市但東町唐川(別図 102 のと おり)	土石流
細谷川 I (210060064)	豊岡市但東町唐川(別図 103 のと おり)	土石流
段奥川 I (210060065)	豊岡市但東町三原(別図 104 のと おり)	土石流
段奥川左溪 I (210060066)	豊岡市但東町三原(別図 105 のと おり)	土石流
寺ノ奥川 I (210060067)	豊岡市但東町三原(別図 106 のと おり)	土石流
奥小谷川 I (210060068)	豊岡市但東町小谷(別図 107 のと おり)	土石流
家奥川 I (210060069)	豊岡市但東町小谷(別図 108 のと おり)	土石流
正法寺 I (210060070)	豊岡市但東町正法寺(別図 109 のと おり)	土石流
上地川 I (210060071)	豊岡市但東町正法寺(別図 110 のと おり)	土石流
正法寺北谷 I (210060072)	豊岡市但東町正法寺(別図 111 のと おり)	土石流
般若川 I (210060073)	豊岡市但東町正法寺(別図 112 のと おり)	土石流

相田東谷 I (210060074)	豊岡市但東町相田 (別図 113 のとおり)	土石流
佐々木南谷 I (210060075)	豊岡市但東町佐々木 (別図 114 のとおり)	土石流
櫛谷川 I (210060076)	豊岡市但東町佐々木 (別図 115 のとおり)	土石流
鍛冶屋川 I (210060077)	豊岡市但東町佐々木 (別図 116 のとおり)	土石流
保谷川 I (210060078)	豊岡市但東町相田 (別図 117 のとおり)	土石流
寺谷川 I (210060079)	豊岡市但東町相田 (別図 118 のとおり)	土石流
黒谷川 I (210060080)	豊岡市但東町天谷 (別図 119 のとおり)	土石流
西谷川 I (210060081)	豊岡市但東町西谷 (別図 120 のとおり)	土石流
舟木川 I (210060082)	豊岡市但東町西谷 (別図 121 のとおり)	土石流
河本 I (210060083)	豊岡市但東町河本 (別図 122 のとおり)	土石流
河本川左支溪第 I I (210060084)	豊岡市但東町河本 (別図 123 のとおり)	土石流
奥畑川 I (210060085)	豊岡市但東町河本 (別図 124 のとおり)	土石流
蛇バミ川 I (210060086)	豊岡市但東町矢根 (別図 125 のとおり)	土石流
家ノ奥川 I (210060087)	豊岡市但東町畑 (別図 126 のとおり)	土石流
寺外川 I (210060088)	豊岡市但東町畑 (別図 127 のとおり)	土石流
系谷川 I (210060089)	豊岡市但東町畑 (別図 128 のとおり)	土石流
水石川 I (210060090)	豊岡市但東町水石 (別図 129 のとおり)	土石流

水石西川Ⅰ (210060091)	豊岡市但東町水石（別図 130 のとおり）	土石流
淵ヶ谷川右支溪 第 1Ⅱ (210060092)	豊岡市但東町矢根（別図 131 のとおり）	土石流
淵ヶ谷川右支溪 第 2Ⅱ (210060093)	豊岡市但東町矢根（別図 132 のとおり）	土石流
淵ヶ谷川右支溪 第 3Ⅱ (210060094)	豊岡市但東町矢根（別図 133 のとおり）	土石流
大谷川(Ⅰ)Ⅱ (210060095)	豊岡市但東町奥矢根（別図 134 のと おり）	土石流
奥矢根南中谷川 Ⅱ (210060096)	豊岡市但東町奥矢根（別図 135 のと おり）	土石流
奥矢根北谷川Ⅱ (210060097)	豊岡市但東町奥矢根（別図 136 のと おり）	土石流
茂天寺川Ⅱ (210060098)	豊岡市但東町矢根（別図 137 のとおり）	土石流
太田川右支溪第 1Ⅱ (210060099)	豊岡市但東町出合（別図 138 のとおり）	土石流
太田川右支溪第 2Ⅱ (210060100)	豊岡市但東町三原（別図 139 のとおり）	土石流
小ノ谷川Ⅱ (210060101)	豊岡市但東町唐川（別図 140 のとおり）	土石流
一ノ谷川Ⅱ (210060102)	豊岡市但東町唐川（別図 141 のとおり）	土石流
畑川Ⅱ (210060103)	豊岡市但東町畑（別図 142 のとおり）	土石流
堂尾川Ⅱ (210060104)	豊岡市但東町水石（別図 143 のとおり）	土石流
宮谷川Ⅱ (210060105)	豊岡市但東町三原（別図 144 のとおり）	土石流
三原南谷Ⅱ (210060106)	豊岡市但東町三原（別図 145 のとおり）	土石流
太田川左支溪 1 Ⅱ (210060107)	豊岡市但東町三原（別図 146 のとおり）	土石流

出石川右支溪第 1Ⅱ (210060108)	豊岡市但東町小谷 (別図 147 のとおり)	土石流
小谷西谷Ⅱ (210060109)	豊岡市但東町小谷 (別図 148 のとおり)	土石流
佐々木北谷Ⅱ (210060110)	豊岡市但東町佐々木 (別図 149 のと おり)	土石流
佐々木北中谷Ⅱ (210060111)	豊岡市但東町佐々木 (別図 150 のと おり)	土石流
佐々木北上谷Ⅱ (210060112)	豊岡市但東町佐々木 (別図 151 のと おり)	土石流
亀谷川Ⅱ (210060113)	豊岡市但東町相田 (別図 152 のとおり)	土石流
相田西谷川Ⅱ (210060114)	豊岡市但東町相田 (別図 153 のとおり)	土石流
南尾東谷Ⅱ (210060115)	豊岡市但東町南尾 (別図 154 のとおり)	土石流
南尾東中谷Ⅱ (210060116)	豊岡市但東町南尾 (別図 155 のとおり)	土石流
南尾西谷Ⅱ (210060117)	豊岡市但東町南尾 (別図 156 のとおり)	土石流
東市場川Ⅱ (210060118)	豊岡市但東町出合市場 (別図 157 のと おり)	土石流
妙谷川Ⅱ (210060119)	豊岡市但東町日殿 (別図 158 のとおり)	土石流
河本北谷Ⅱ (210060120)	豊岡市但東町河本 (別図 159 のとおり)	土石流
大広田川Ⅱ (210060121)	豊岡市但東町河本 (別図 160 のとおり)	土石流
河本北上谷Ⅱ (210060122)	豊岡市但東町河本 (別図 161 のとおり)	土石流
天谷西谷Ⅱ (210060123)	豊岡市但東町河本 (別図 162 のとおり)	土石流
昇川Ⅱ (210060124)	豊岡市但東町天谷 (別図 163 のとおり)	土石流

稲谷川Ⅱ (210060125)	豊岡市但東町天谷（別図164のとおり）	土石流
西谷東中谷Ⅱ (210060126)	豊岡市但東町西谷（別図165のとおり）	土石流
福延川Ⅱ (210060127)	豊岡市但東町西谷（別図166のとおり）	土石流
西谷西上谷Ⅱ (210060128)	豊岡市但東町西谷（別図167のとおり）	土石流
西谷西中谷Ⅱ (210060129)	豊岡市但東町西谷（別図168のとおり）	土石流
西谷西下谷Ⅱ (210060130)	豊岡市但東町西谷（別図169のとおり）	土石流
寺外川支溪流Ⅱ (210060131)	豊岡市但東町畑（別図170のとおり）	土石流
鍛冶屋川Ⅱ (210060132)	豊岡市但東町畑（別図171のとおり）	土石流

（別図1から別図171までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1000号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第2項の規定により、次のとおり建築協定を認可した。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 建築協定の名称
オーナーズヒルいながわパークタウン建築協定
- 2 建築協定の区域
川辺郡猪名川町若葉1丁目137番地11から137番地54まで及び137番58の42区画
- 3 申請者
大阪市北区堂島2丁目2番2号
ミサワホーム近畿株式会社
代表取締役 掃部 正
- 4 認可年月日及び番号
平成19年9月18日
神北（県整）第1128号

兵庫県告示第1001号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定により、次のとおり道路の位置を取り消した。

なお、その関係図書は、平成19年10月2日から西播磨県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H19西播位置 0001号	19. 9. 12	揖保郡太子町立岡字山崎274番5	6.00	34.72

公 告

企画提案コンペ当選者の公示

企画提案コンペの当選者について、次のとおり公示する。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 企画提案コンペの名称
文書管理システム更新に係る企画提案コンペ
- 2 企画提案コンペに関する事務を担当する部局またはかいの名称及び所在地
兵庫県企画管理部教育・情報局自治情報課
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県第2号館7階
- 3 当選者を選定した日
平成19年9月6日
- 4 当選者の名称及び住所
富士電機システムズ株式会社西日本支社
大阪市福島区鷺洲一丁目11番19号
- 5 当選者を選定した手続き
 - (1) 選定方法
文書管理システム審査委員会が兵庫県公報第1894号（平成19年7月20日発行）において公告した当選者の選考方法に基づき選考。
 - (2) 選定結果
提案内容は良好であり、価格も上限価格を下回っているため、富士電機システムズ(株)西日本支社を当選者を選定。

提案者名	内容点 (1,200点満点)	価格点 (800点満点)	合計 (2,000点満点)
富士電機システムズ(株)西日本支社	1,101点	471点	1,572点

兵庫県高齢者特別賞表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条の規定により、平成19年9月7日次の者を表彰した。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 氏名 淺井作助
- 2 住所 尼崎市
- 3 功績内容 永年にわたって、鍼灸マッサージ師として地域住民への治療に尽くされ、現在も継続して治療を行う傍ら、兵庫県鍼灸マッサージ師会尼崎支部が主催する敬老者治療奉仕に参加するなど、地域医療の発展に活躍されている。
- 1 氏名 黒田久子
- 2 住所 姫路市
- 3 功績内容 永年にわたって、篤志面接委員として受刑者の改善更生と社会復帰に尽くされ、現在も篤志面接委員として面接指導を続ける傍ら、姫路少年刑務所篤志面接委員協議会会長として受刑者への支援に活躍されている。
- 1 氏名 古澤政夫

- 2 住 所 養父市
- 3 功績内容 永年にわたって、兵庫県軍恩連盟養父支部役員として、制度の普及・啓発に尽くされ、現在も兵庫県軍恩連盟理事兼養父支部長として受給者への支援や後進の指導にあたるなど地域福祉の向上に活躍されている。
- 1 氏 名 後 藤 比奈夫 (本名：日奈夫)
- 2 住 所 神戸市灘区
- 3 功績内容 永年にわたって、俳句の普及・発展に尽くされ、現在も俳句教室の指導や俳句誌を主宰する傍ら、兵庫県俳句協会顧問や社団法人俳人協会顧問として俳壇の振興に活躍されている。
- 1 氏 名 小 山 素 洞 (本名：隆)
- 2 住 所 神戸市須磨区
- 3 功績内容 永年にわたって、書道の普及・発展に尽くされ、現在も日展参与・兵庫県書作家協会顧問や日本書学研究会・一先会会長などの要職にあり、作品展の開催や審査等にもあたる傍ら、後進の指導・育成に活躍されている。
- 1 氏 名 笹 野 撰 琇 (本名：熊次郎)
- 2 住 所 姫路市
- 3 功績内容 永年にわたって、吟道撰楠流総本部副会長や兵庫県吟詠連盟常任理事として吟詠の伝承・発展に尽くされ、現在も総本部常任相談役や吟詠連盟相談役として後進の指導・育成に活躍されている。
- 1 氏 名 島 本 基
- 2 住 所 尼崎市
- 3 功績内容 永年にわたって、医師として地域住民への診療や公衆衛生の普及向上に尽くす傍ら、校医としても学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い地域の公衆衛生の発展に活躍されている。
- 1 氏 名 杉 山 壽
- 2 住 所 川西市
- 3 功績内容 永年にわたって、地区の老人クラブ会長や川西市老人クラブ連合会役員として高齢者の生きがいと健康づくりに尽くされ、現在も連合会顧問を務める傍ら、通学児童の見守り活動に活躍されている。
- 1 氏 名 園 辰之助
- 2 住 所 神戸市須磨区
- 3 功績内容 永年にわたって、兵庫県原爆被害者団体協議会役員として、協議会の発展に尽くされ、現在も理事長として被爆者の援護活動や後進の指導・育成に活躍されている。
- 1 氏 名 築 谷 茂 夫
- 2 住 所 姫路市
- 3 功績内容 永年にわたって、医師として地域住民への診療や公衆衛生の普及向上に尽くす傍ら、校医としても学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療や産業医としての指導を行い地域の公衆衛生の発展に活躍されている。
- 1 氏 名 橋 本 武
- 2 住 所 神戸市東灘区
- 3 功績内容 永年にわたって、文化教室の指導や古典サークルを主宰する傍ら、源氏物語の現代語訳を行うなど古典文学の普及・発展に尽くされ、現在も古典サークルの主宰者として後進の指導・育成に活躍されている。
- 1 氏 名 林 清 徳
- 2 住 所 姫路市
- 3 功績内容 永年にわたって、歯科医師として地域住民への診療や公衆衛生の普及向上に尽くす傍ら、歯科園医としても学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い地域の公衆衛生の発展に活躍されている。
- 1 氏 名 播 磨 豊 吉
- 2 住 所 明石市
- 3 功績内容 永年にわたって、自転車整備士として自転車の整備技術の向上や兵庫県自転車・軽自動車商

業協同組合の発展に尽くされ、現在も自転車整備士として従事する傍ら、地域の道路清掃のボランティア活動に活躍されている。

1 氏 名 松岡 茂太

2 住 所 神崎郡福崎町

3 功績内容 永年にわたって、地区の老人クラブ会長や福崎町老人クラブ連合会会長を務める傍ら、福崎町老人大学書道漢字部講師として高齢者の生きがいと健康づくりに尽くされ、現在も老人大学講師として後進の指導・育成に活躍されている。

1 氏 名 水田 喜太郎

2 住 所 豊岡市

3 功績内容 永年にわたって、農林業を営む傍ら、林業の研究と発展に尽くされ、現在も林業研究グループの中心的な役割を担い優良木の生産に取り組むなど、地域産業の振興に活躍されている。

1 氏 名 水谷 雄

2 住 所 宍粟市

3 功績内容 永年にわたって、地区の自治会長や山崎町・宍粟市連合自治会会長として自治会活動に尽くされ、現在も宍粟市連合自治会会長や西播磨連合自治会副会長として明るい地域社会づくりに活躍されている。

1 氏 名 村上 隆信

2 住 所 神戸市長田区

3 功績内容 永年にわたって、建設業を営む傍ら、神戸市建築協力会や社団法人兵庫県建設業協会の役員として建設業界の発展に尽くされ、現在はNPO法人伝統軸組建築推進会名誉理事長として、伝統工法である木造軸組工法の技術伝承や普及活動に活躍されている。

1 氏 名 村田 龍雄

2 住 所 神戸市垂水区

3 功績内容 永年にわたって、医師として地域住民への診療や公衆衛生の普及向上に尽くす傍ら、校医としても学校保健の向上に尽くされ、現在も継続して診療を行い地域の公衆衛生の発展に活躍されている。

1 氏 名 山根 慶太郎

2 住 所 西宮市

3 功績内容 永年にわたって、鍼灸師として地域住民への治療に尽くす傍ら、社団法人兵庫県鍼灸師会の発展に尽くされ、現在も継続して治療を行い地域医療の発展に活躍されている。

1 氏 名 渡邊 修三

2 住 所 西宮市

3 功績内容 永年にわたって、測量業を営む傍ら、社団法人兵庫県測量設計業協会会長として協会の発展に尽くされ、現在も協会相談役として後進の指導・育成に活躍されている。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年10月2日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丹波市氷上町市辺字三ノ坪220番1、220番2、229番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都千代田区大手町一丁目8番3号

全国農業協同組合連合会 代表理事理事長 宮下 弘

3 許可年月日及び許可番号

平成19年5月18日

兵庫県指令丹波（建）第1-1号（19丹波）

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年10月2日

阪神南県民局長 青山善敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーセンタートライアル武庫川店
所在地 西宮市池開25
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 神鋼不動産株式会社
代表者の氏名 藤川泰延
住所 神戸市中央区脇浜二丁目10番26号
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行なう者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後8時
 - イ 変更後
24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前
午前9時から午後8時まで
 - イ 変更後
24時間
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 変更前
午前9時から午後5時まで
 - イ 変更後
午前6時から午後6時まで
- 4 変更する年月日
平成19年10月1日
- 5 以下に掲げるもののうち、上記3の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏名又は名称 株式会社トライアルカンパニー
法人の代表者の氏名 永田久男
住所 福岡市東区多の津1丁目12番2号
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,834平方メートル
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
77台
 - イ 駐輪場の収容台数
178台
 - ウ 荷さばき施設の面積
75平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

18.48立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所

6 届出年月日

平成19年9月6日

7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間等

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年10月2日から4月間

8 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年2月4日

提出先 阪神南県民局県土整備部まちづくり課

〒660-0892 尼崎市東難波町5丁目15-13

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第260号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年10月2日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

(2) 実施日

平成19年11月6日（火）から同月9日（金）までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階研修センター

(4) 修了考査の実施

講習最終日は、修了考査（14問35分）を実施する。

2 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者（既に、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習により、1号業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等（規則第6条第1項に規定する指導教育責任者資格者証等をいう。）の交付を受けている者を含む。）

3 受付期間等

(1) 受付期間

平成19年10月9日（火）から同月19日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 受付定員

80人とする。ただし、平成19年10月9日（火）については、受講対象者に該当する者のうち、申込み時において1号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者のみを対象とし、30人まで受け付けるものとする。

- 4 申込先
兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）
- 5 申込時の提出書類
- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通
 - (2) 旧資格者証の写し
 - (3) 申込時において 1 号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者にとっては、選任されていることを疎明する書面（改正法附則第 4 条に規定する届出書、法第 11 条に規定する届出書等の写し）
- 6 受講手数料
23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。
- 7 受講日の携行品
筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）
- 8 その他
- (1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。
 - (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
 - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りのないようにすること。
 - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- 9 講習委託先
神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 8 階
社団法人兵庫県警備業協会
- 10 問い合わせ先
- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線 3046
 - (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166

市町村職員退職手当組合規則

早期希望勤奨退職者に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月2日

兵庫県市町村職員退職手当組合
組合長 蓬 萊 務

兵庫県市町村職員退職手当組合規則第 14 号

早期希望勤奨退職者に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

早期希望勤奨退職者に対する退職手当の特例に関する規則（平成16年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

洲本市	平成19年4月1日～平成21年3月31日
-----	----------------------

を

洲本市	平成19年4月1日～
多可町	平成19年9月1日～

平成21年3月31日

平成21年3月31日

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月2日

兵庫県市町村職員退職手当組合
組合長 蓬 萊 務

兵庫県市町村職員退職手当組合規則第15号

兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則（平成18年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表小野市の項中

医療職（Ⅰ）			3級（管理職手当20%の者）	3級（管理職手当20%以外の者）	2級			1級
--------	--	--	----------------	------------------	----	--	--	----

を

医療職（Ⅰ）			3級	2級			1級
--------	--	--	----	----	--	--	----

に改め、別表第1イの表小野市

の項を

行政職			8級	7級	6級	5級	4級・3級	2級・1級
技能労務職					6級	5級	4級・3級	2級・1級
医療職（Ⅰ）		3級	2級（管理職手当1種の者）	2級（管理職手当1種以外の者）			1級	
医療職（Ⅱ）				7級・6級	5級69号給以上	5級68号給以下	4級・3級	2級・1級
医療職（Ⅲ）			5級（管理職手当1種の者）	5級（管理職手当1種以外の者）	4級	3級101号給以上	3級100号給以下・2級	1級
教育職			5級	4級（平成19年4月以後の期間に限る。）	2級152号給以下			1級
			4級（平成19年3月以前の期間に限る。）	3級				
共通					50歳以上で、かつ勤続25年以上			

に改め、

別表第 1 キの表加東郡東条町の項中

医療職(3)				6級・5級	4級	3級	2級	1級
--------	--	--	--	-------	----	----	----	----

を

医療職(3)					5級	4級	3級	2級	1級
--------	--	--	--	--	----	----	----	----	----

に改め、同表加東行政事務組合

の項を

行政職				8級	7級	6級	5級・4級	3級	2級・1級
技能労務職						2級29号給以上	2級19号給以上28号給以下	2級17号給・18号給	2級16号給以下
						1級31号給以上	1級22号給以上30号給以下	1級19号給以上21号給以下	1級18号給以下
医療職(2)					6級	5級	4級	3級・2級	1級
医療職(3)				6級	5級	4級	3級	2級	1級

に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。